

市民・事業者の皆さまへ

5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「新型インフルエンザ等感染症」から季節性インフルエンザと同等の「5類感染症」に変更されます。

これまで、ひっ迫した医療提供体制下において、診療やワクチン接種に多大なご協力をいただいた医療従事者はじめ関係者の皆さま、そして約3年間の長きにわたり基本的な感染防止対策などにご理解とご協力をいただいている市民・事業者の皆さまに、心より厚く御礼申し上げます。特に、緊急事態宣言下においては、不要不急の外出自粛や、営業時間短縮などの感染防止対策について、格別なご協力を賜りましたことを、改めて感謝申し上げる次第です。

5月8日以降は、日常における基本的な感染対策には自主的に取り組んでいただくこととなります。しかしながら、ウイルスがなくなるというわけではありません。皆さまが元気に過ごして、自然免疫力を高めていただくことはもとより、これからも一人ひとりが必要な感染対策を行うことが大切です。

本市としては、これからのウィズコロナ社会において、事業者の皆さまには安心して事業を継続していけるよう、また市民の皆さまが安心して暮らしていけるよう、今後とも「いのち」と「暮らし」を守り抜くために必要な施策や情報提供を行うなど、本市一丸となって最善を尽くしてまいりますので、引き続き、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

令和5年5月1日

名古屋市長 河村 たかし